

登録店舗 募集要項兼利用規約

1 川崎じもと応援券（第3弾）概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している川崎市内事業者における消費を促すため、「川崎じもと応援券(第1弾)、(第2弾)」に続き、新たなプレミアム商品券を非接触で利用可能な電子商品券形式で発行する。

- (1) 名称 川崎じもと応援券（第3弾）
- (2) 発行元 川崎市
- (3) 発行額 48億円(販売額40億円、プレミアム分8億円)
- (4) 発行内容 総数40万セット、1セット10,000円で12,000円分を1円単位で利用可能
- (5) 発行形式 電子商品券(QRコード決済システム)※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- (6) 販売価格 1セット10,000円
- (7) 申込期間 1次募集：令和4年4月28日（木）～令和4年5月31日（火）
2次販売：未購入者 申込開始日 令和4年8月15日（月）
：購入開始日 令和4年8月22日（月）
- (8) 利用期間 令和4年7月4日（月）～令和4年12月31日（土）
- (9) 利用対象者 川崎市内在住、在勤及び在学の方
- (10) 購入限度 対象者1人につき5セットまで
- (11) 販売方法 1次募集：予約販売（WEBによる申込み、応募者多数の場合は市内在住者を優先して抽選）
2次販売：先着販売（WEBによる申込み、先着順による購入）
- (12) 利用可能店舗 小売業、宿泊業、飲食店、建設業、生活関連サービス、娯楽業、その他の業種で市内中小企業・小規模事業者及び個人事業主
※第2弾の登録店舗数：5,786店舗（令和4年3月31日現在）

2 応援券取り扱い厳守事項

- (1) 応援券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 応援券の第三者への売買、現金との交換は禁止しています。
- (3) 代金の不足分は現金等で受け取ってください。

- (4) 利用者が使用する応援券について、決済を行って問題ないかの確認をしてください。なお、アプリケーション（スマートフォンのブラウザで利用）の仕様が異なるなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券による支払いを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨をコールセンターに報告してください。
- (5) 商品返品の際に現金による返金はできません。また、誤決済が発生した場合は、取消処理を行ってください。取消処理の際に返金額が利用者のアプリケーション（ブラウザ利用）内の残高に反映したことを確認してください。
- (6) 店舗での取消処理が可能な期間は、「8 換金について（1）」に記載の締日の翌銀行営業日の午前9時までです。
- (7) 店舗で独自に応援券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、応援券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (9) 応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。
- (10) 応援券の不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。

3 応援券の利用対象にならないもの

応援券は川崎市で登録した利用店舗でのみ利用可能です。利用店舗は予告なく変更する場合があります。釣銭は出ません。また、購入後の払戻しはできません。川崎じもと応援券（第3弾）を利用して購入した商品を返品する際の返金はできません。

利用対象にならないものは以下の通りです。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、川崎市が応援券の利用対象として適当と認めないもの

※ 自店舗で不正に換金する行為は禁止しています。不審な情報がございましたら、コールセンターまでご連絡ください。

4 登録にあたっての参加資格

- (1) 届出住所が川崎市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者
- (2) 上記のうち、事業所・店舗等を運営する事業者の常時使用する従業員の数が、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する(下記、別表)会社及び個人、または同条第5項に規定する事業者該当する者

(別表)

業種	従業員数・会社・個人別
製造業その他	従業員 300 人以下の会社及び個人
卸売業	従業員 100 人以下の会社及び個人
小売業・飲食業	従業員 50 人以下の会社及び個人
サービス業	従業員 100 人以下の会社及び個人

- (3) 上記に全て該当し、川崎市内の店舗等のみにおいて応援券の使用を制限できる者
- (4) 届出住所または活動の拠点が市内であり、本市の「活力と魅力あふれる力強い都市づくり」などの施策と密接な連携を図っている事業者等については、具体的な関連性を判断した上で、1～3によらず対象とする。

〔施策の例〕

- 音楽のまち・かわさき
- 映像のまち・かわさき
- スポーツのまち・かわさき
- 読書のまち・かわさき
- その他

※ 大手スーパーや家電量販店、大手ドラッグストアなどは対象外となります。

ただし、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそぐおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 「応援券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④ 川崎市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 利用店舗の責務等

- (1) 次に掲げる事項について、遵守していただきます。店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 決済ごとに適切に処理されたことを川崎じもと応援券事業（第3弾）ホームページにある店舗用確認ページで確認してください。

(3) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された応援券のみ精算いたします。

(4) 川崎じもと応援券事業（第3弾）の運営にご協力ください。

6 誓約事項

(1) 商品の販売、又はサービスの提供なく応援券の換金を申請しません。

(2) 応援券を使用できない商品に対して、応援券での支払いを受付けません。

(3) 応援券の利用期間中（令和4年7月4日～令和4年12月31日）は利用店舗として事業に参加し真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。

(4) 応援券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

(5) 応援券の取扱に対して川崎市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。

(6) 店舗名・所在地・電話番号等・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。

(7) 登録する店舗は「4 登録にあたっての参加資格（4）」の①から⑩には該当しません。

7 登録店舗申し込みについて

(1) 申込方法

第2弾の利用店舗については、同意を得た上で、第3弾の利用店舗として登録していただきます。また、新たな利用店舗の募集も行い、登録した利用店舗は、ホームページに掲載します。登録を希望される店舗は「6 誓約事項」に同意の上、特設サイト、FAX、郵送のいずれかの方法により登録の申請を行ってください。

じもと応援券（第3弾）事務局は、株式会社みずほ銀行が川崎市の委託を受けて運営しています。利用店舗募集に関する業務は、株式会社日本旅行 神奈川法人営業部が担当しています。

① 特設サイトURL

<https://kawasaki-jimoto3.jp/>

② FAX申請先

市内各公共施設等に配布しているチラシ裏面の応募用紙より、以下宛先にお送りください。

FAX 番号：045-277-1423

宛先：川崎じもと応援券（第3弾）事務局

③ 郵送申請先

市内各公共施設等に配布しているチラシ裏面の応募用紙より、以下宛先にお送りください。

宛先：〒231-0015

横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル4階
株式会社日本旅行 神奈川法人営業部 川崎もと応援券（第3弾）事務局

(2) 申込期間

令和4年4月18日（月）から11月30日（水）まで

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、発行元の審査を経て、登録店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合

② 発行元が承認を取り消すと判断した場合

なお、登録店舗として承認を受けた事業に対しては、後日、店頭掲示用の登録店舗表示ステッカーなどの販促ツールを配布します。

8 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において応援券により決済を行った登録店舗は、登録申請時に入金先の口座を指定します。決済データにもとづき、月6回指定口座へ自動的に振込が行われます。

(1) 締日

毎月5日、10日、15日、20日、25日及び月末

(2) 振込予定日

締日後、3営業日後を振込予定日とします。締日が休日の場合は、翌営業日が締日となります。振込予定日と実際の入金日は、指定の金融機関によって前後する可能性があります。上記に基づいた精算カレンダーを後日配布する「登録店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。

9 登録店舗の取消等

この「募集要項兼利用規約」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録店舗の承認取消を行う場合があります。また、その違反行為により、損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

10 その他留意事項

応援券の取り扱い、換金の方法など詳細については、登録キットの「登録店舗マニュアル」を参照してください。「募集要項兼利用規約」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行元がその都度対応を決定します。登録店舗の店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「川崎じもと応援券（第3弾）」ホームページ、その他の方法により広報します。

本事業用にデザインされた「電子商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に届出が必要となります。発行元の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月18日より施行する。
- 2 この規約は、令和4年7月25日より施行する。

問合せ先

川崎じもと応援券 第3弾 コールセンター

- (1) 開設期間 令和4年4月18日から令和5年2月28日
- (2) 開設時間 平日9:00～18:00（年末年始除く）
（9月30日（金）までは土日祝日も開設）
- (3) 電話番号 0120-502-915
- (4) FAX 番号 045-277-1423
- (5) メールアドレス kawasaki_oenken@nta.co.jp

じもと応援券（第3弾）事務局は、株式会社みずほ銀行が川崎市の委託を受けて運営しています。利用店舗募集に関する業務は、株式会社日本旅行 神奈川法人営業部が担当しています。